

## <報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和4年9月30日

### 伴走支援型経営改善資金の融資限度額を引き上げます

埼玉県では、金融機関の継続的な伴走支援を要件とした「伴走支援型経営改善資金」により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援しています。

このたび、国の制度拡充に伴い、本資金の融資限度額を6,000万円から1億円に引き上げます。

制度を利用する場合は、県内各金融機関にご相談ください。

#### ● 伴走支援型経営改善資金

要件等	概要		
保証制度	セーフティネット 保証4号	セーフティネット 保証5号	一般保証
融資限度額	【現行】 6,000万円	⇒	【変更後】 1億円※1
融資期間	10年以内（据置5年以内）		
融資利率※2	年0.9以内～ 1.1%以内	年1.0%以内～1.2%以内	
保証料率	年0.2%		年0.2% ～1.15%以内

※1 令和4年10月1日以降の融資申込受付分から適用となります。

※2 令和4年10月1日以降の融資実行分からの利率であり、融資期間によります。